

独立社外取締役の選任に係るガイドライン及び独立性基準

株式会社いい生活（以下「当社」）は、独立社外取締役の選任において遵守すべき事項、及び独立性判断に係る基準を、それぞれ以下のとおり定めます。

なお、当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会を構成する監査等委員の全員が独立社外取締役であります。

I 独立社外取締役の選任に係るガイドライン

当社は、独立社外取締役の候補者指名及び選任において、以下の諸点を遵守します。

1. 当社は、独立社外取締役が業務執行取締役や支配株主とは異なる独立した立場より経営の監督を行い、もって当社のガバナンス体制強化への貢献が期待されていることを念頭に置きつつ、候補者については特に次に掲げる観点から適切と思われる人材を総合的に検討した上で、株主総会に対して選任議案を提出いたします。
 - ①当事業に関する知識及び企業経営に関する経験を豊富に有すること。
 - ②遵法精神に富んでおり、業務執行取締役や支配株主とは異なった立場からの経営の監督において十分な資質を備えること。
 - ③選任時点において当社以外に多数の上場会社の役員を兼任しておらず、その他にも当社役員としての職務執行において支障をきたすべき特段の要素がないこと。
 - ④当該候補者が選任される場合に、他の役員との関係において、取締役会・監査等委員会のいずれにおいてもメンバーの知識・経験・専門能力に特段の偏りが無いこと。
2. 当社は、東京証券取引所をはじめとする国内金融商品取引所の定める規程・ガイドラインを遵守します。また、次に定める「独立性基準」を、候補者指名及び選任に係る条件といたします。

II 独立性基準

当社は、独立社外取締役（選任時点における当該候補者を含み、以下同じ）が次の各号のいずれにも「該当しない」場合、当該独立社外取締役が当社からの独立性を有し、一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないものと判断いたします。

- ①当社及び当社の子会社（以下総称して「当社グループ」）の業務執行者又は過去10年間（ただし過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことのある者は、それらの役職への就任の前10年間）において、当社グループの業務執行者であった者。
なお、「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいいます。
- ②当社グループを主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者）若しくはその業務執行者、又は当社の主要取引先（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者）若しくはその業務執行者。
- ③当社の主要株主又はその業務執行者。
なお、「主要株主」とは、当社における大株主（保有する議決権個数が多い順に上位10名）、及び当社株式の持株比率が当該取引開始時点で10%を超える者をいいます。この場合、持株比率は自己株式を控除して算定するものとし、大株主には当社自身を含まないものとします。
- ④当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員。（ただし補助スタッフを除く）
- ⑤法律事務所・監査法人・税理士法人又はコンサルティング法人等であって、直近事業年度において年間連結総

売上高の2%以上の支払いを当社から受けた法人等に所属する者。(ただし補助スタッフを除く)

⑥当社グループとの間に取引関係が存在する役員であり、かつ役員報酬以外に直近事業年度において年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家である場合。

(当該利益を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者である場合とする)

⑦当社グループから、直近事業年度において1,000万円を超える寄附又は助成を受けている組織の業務執行者。

⑧当社グループが借入れを行っている主要金融機関又はその親会社若しくは子会社の業務執行者。

なお、「主要金融機関」とは、直前事業年度末における全借入額が当社連結総資産の2%を超える金融機関をいいます。

⑨過去3年間のいずれかの時点において、上記①～⑧のいずれかに該当していた者。

⑩上記①～⑨のいずれかに該当する者(重要な地位にある者に限る)の近親者等。

なお、「重要な地位にある者」とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士等、組織において重要性を有すると客観的に判断される者とします。

また、「近親者等」とは、配偶者及び二親等内の親族をいいます。

以上